

お客さま各位

尼崎信用金庫

「外国為替及び外国貿易法」に基づく適法性確認へのご協力のお願い

尼崎信用金庫（以下「当金庫」といいます。）では、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」といいます。）に基づく経済制裁措置に対応するため、外為法第17条の規定により、お客様のお取引が外為法上の規制対象取引ではないこと（もしくは、当局から許可を受けていること）を確認することが義務付けられております。

お客様におかれましては、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

■主な規制対象取引は、以下のとおりです（一部抜粋）。

（1）外為法で指定された資産凍結等経済制裁対象者との取引

※具体的な対象者は、財務省のホームページをご確認下さい。

（2）一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等との取引

①技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシの特定団体との取引

②輸出等に係る禁止措置の対象として指定されたロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体に対する役務取引（技術提供）

③証券の発行等の規制の対象として指定されたロシア政府等・ロシアの特定銀行との取引

（3）財務省告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等との取引

①ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）との取引

（4）特定国（地域）に係る支払規制

①北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対するもの

（5）特定の目的に係る支払等の規制

①北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

②イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

（6）特定の取引等に係る支払等の規制

【北朝鮮関連】

①北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入

②北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易

③北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引又は金融サービス等

【イラン関連】

①イラン関係者（イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等）による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等（対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む。）

【ロシア・ベラルーシ関連】

①ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡

②ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引

③ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供

- ④ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ⑤ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ⑥ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約
- ⑦ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引
- ⑧ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。）
- ⑨ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。）
- ⑩上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約

（注）このほか経済制裁に関するもの以外の規制として、漁業、皮革若しくは皮革製品、武器若しくは武器製造関連設備の製造業又は麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払も規制対象となります。

■お客様へのお願い

- 外国送金等の取引について、上記（１）～（６）の外為法上の規制取引等に該当しないこと（もしくは、当局から許可を受けていること）、ならびに送金の受取人（法人の場合は実質的支配者を含みます）が資産凍結等経済制裁対象者に該当しないことをご確認のうえ、お取引をご依頼いただきますようお願い申し上げます。
- お取引のご依頼に際しては、「外為法上の規制対象取引」に該当しないことをご申告いただくと共に、お取引目的をご申告いただき、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（国名）（※仲介貿易の場合）を併せてご申告ください。
- 外国送金等の受取人とのご関係、送金の原資、送金目的等を厳正に確認するため、ご説明や確認資料のご提示をお願い致します。（海外から送金を受取られる場合等も、お受取理由、送金等の相手方とのご関係、受取られる資金の使途等について、同様に確認させていただきます。）
- 当金庫がご依頼したご説明や、確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、お取引内容によりましては、確認資料の提出をいただいても、さらに追加で資料の提出をお願いする場合や、取引のお取組（対外発電等）までにお時間をいただく場合があります。また、後日（お取組後）追加で資料の提出をお願いする場合や、当金庫の判断によりお取扱できないこともございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 財務省を含む関係省庁のホームページにおいて、「北朝鮮ＩＴ労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されています。お取引の内容によりましては、この注意喚起により求められている対策がとられているか等についても、確認させていただく場合がありますので、併せてご了承くださいませようお願い申し上げます。
- その他、具体的な規制の範囲等の詳細につきましては、財務省・経済産業省等のホームページにて、最新の関連情報をご確認下さい。

以上